



岡 総 合 第 228 号

令 和 3 年 10 月 28 日

組 合 市 町 村 長 様

岡 山 県 市 町 村 総 合 事 務 組 合

管 理 者 山 崎 親 男

(公 印 省 略)

岡 山 県 市 町 村 総 合 事 務 組 合 の 共 同 処 理 す る 事 務 の 変 更 及 び
岡 山 県 市 町 村 総 合 事 務 組 合 規 約 の 変 更 に つ い て (依 頼)

このことについて、地方公務員等共済組合法の改正に伴い、非常勤職員のうち被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用対象者で、令和4年10月1日から岡山県市町村職員共済組合の組合員とされる者について、当組合の福利厚生増進に関する事務の適用対象とすることといたしました。

このことに伴い、共同処理する事務を変更し、当組合同規約を別紙議案のとおり変更する必要が生じることから、地方自治法の関係規定により組合市町村の議決又は専決処分が必要となります。

つきましては、当組合から県知事あて申請しますので、原本証明をした議決書又は専決処分書の写しを令和4年2月28日までに、当組合あて提出してください。

※ 議案は、当組合ホームページ (<http://www.okayama-choson.jp>) の「新着情報」からダウンロードできます。

議案第〇号

岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び 岡山県市町村総合事務組合規約の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，令和 4 年 10 月 1 日から岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち福利厚生を増進に関する事務の一部を変更し，岡山県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和〇年〇月〇日提出

〇〇〇市町村

市町村長 ○ ○ ○ ○

岡山県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岡山県市町村総合事務組合規約（平成 17 年岡山県指令市第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 4 号を次のように改める。

(4) 岡山県市町村職員共済組合の組合員である職員に対する福利厚生を増進に関する事務

附 則

この規約は，令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

[提案理由]

地方公務員等共済組合法の改正により，非常勤職員のうち被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用対象者で，令和 4 年 10 月 1 日から岡山県市町村職員共済組合の組合員とされる者について，岡山県市町村総合事務組合の福利厚生を増進に関する事務の適用対象とするため，共同処理する事務を変更し，規約を変更する必要がある。

これが，この議案を提出する理由である。

岡山市町村総合事務組合規約一部変更新旧対照表

新	旧
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>岡山市町村職員共済組合の組合員である職員に対する福利厚生増進に関する事務</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>常勤の職員(岡山市町村職員共済組合の組合員である者に限る。)に対する医療補助金の給付, 生活資金の貸付け, 結婚祝金の給付等福利厚生増進に関する事務</u></p> <p>(5) 略</p>

地方公務員等共済組合法の改正の概要

【地方公務員共済における非常勤職員への短期給付等の適用】

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律における被用者保険(厚生年金・健康保険)の更なる適用対象の拡大に併せて、国家公務員共済組合法が、被用者保険の適用対象である非常勤職員に対して、短期給付(医療保険)等を適用するための改正を行う。

地方公務員共済制度は国家公務員共済制度との権衡が法律上求められているため、地方公務員等共済組合法を改正し、同様の措置を講ずる。

※ 地方公務員等共済組合法の改正は、国家公務員共済組合法の改正と同様に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に束ねる形で一本化。

改正の概要

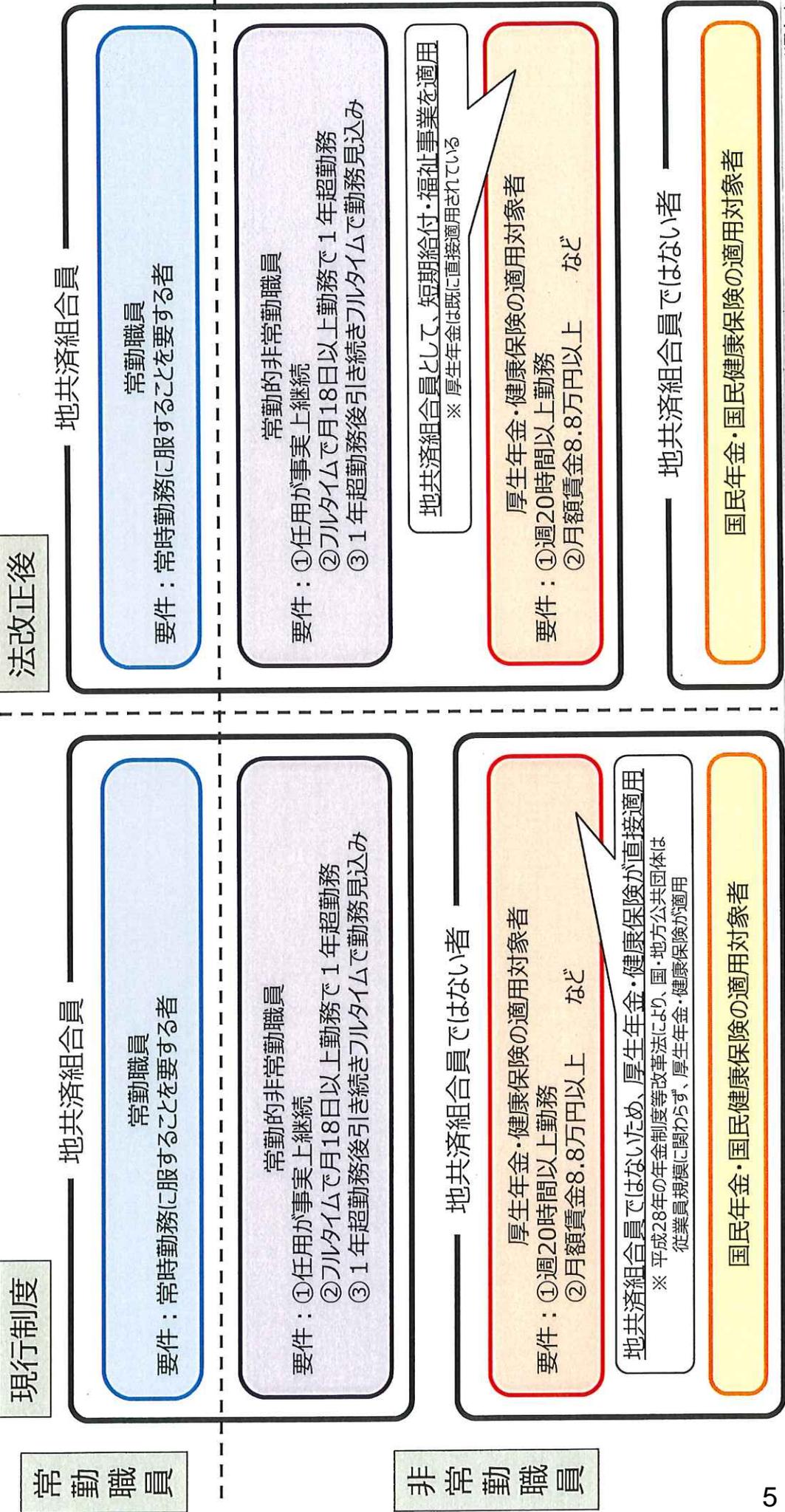
- 地方公務員等のうち被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とする。
- 新たに地共済組合員となる非常勤職員に対して、短期給付(医療保険)・福祉事業(健康診査等)を適用する。

※ 当該非常勤職員には過去の適用拡大により既に厚生年金が直接適用されている。被用者年金一元化(平成27年10月～)により、地共済の長期給付(年金)は厚生年金となっているため、今回の改正では、短期給付・福祉事業のみ適用する。

※ この他、年金の繰下げ受給の上限年齢の引き上げ(70歳→75歳)などの厚生年金保険法等の改正に伴う所要の改正を行う。

地方公務員等共済組合法の適用拡大（イメージ）

- 現行法上、地共済組合員は常勤職員（常勤並みに働く非常勤職員を含む。）に限られており、地共済組合員に対して、短期給付（医療保険）・長期給付（年金）・福祉事業（健康診査等）が適用されている。
- 被用者保険（厚生年金・健康保険）の更なる適用拡大に併せて、国共済法が適用対象を非常勤職員に拡大し、被用者保険の適用対象である非常勤職員を国共済組合員とした上で、短期給付・福祉事業を適用するため、地共済法も同様の措置を講ずる。



「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」
（令和2年6月5日付け保発0605第1号/年発0605第4号）添付資料